

7日(土)	サロンコンサート「多摩の民謡を唄う」
8日(日)	お茶席体験と福庵で楽しむ篠笛の調べ
13日(金)	寿生きがいひろば「人生うたい語りのつどい」



今号の主な記事

3面市民契約保養施設のご案内 4面年末年始ごみ・し尿収集日程 5面アライグマ・ハクビシンの情報をお寄せください
6,7面 12月3日～9日は「障害者週間」 9面ひとり親家庭の福祉制度 10面「たっけー☆☆」オリジナルナンバープレート交付

消防団員募集！！

【問合せ】安全安心まちづくり課防災係 ☎ 551・1638

福生市消防団では、一緒に活動する「仲間」を募集しています

【対象】市内在住・在勤の18歳以上の男性
【募集期間】随時、市役所・各分団で受け付けていますが、定員が満たされた場合は、登録していただき、定員が欠けたときに声を掛けさせていただきます。

・消防団とは？

常勤の消防署職員とは異なり、火災や台風などの災害時に仕事や学業に支障のない範囲で出動し、その地域での経験を生かした消火活動などを行い、市民の生命・財産を守ります。消防団員の身分は非常勤特別職の地方公務員で、活動中に負傷した場合の公務災害補償制度や一定期間以上勤務して退団された方には退職報償金制度などが適用されます。

・福生市消防団について

本部11人、第一～五分団各35人ずつ、合計186人で組織されています。任期は1期2年ですが、転居・転勤・家族状況などで途中退団することもできます。

・活動内容

①災害出動「火災」

地域に住み、または勤務している消防団員は、地域の隅々を知っているため、消防ポンプ自動車が進出できないような裏道などからホースをかつぐなどして火元に駆け付け、放水し、火元に近い住宅への延焼を食い止めています。

「台風、大雨などの風水害」

今年、頻繁に発生している台風に対し、消防団員は台風接近とともにいち早く参集・出動し、地域の安全を守っています。

「地震」

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、地震発生後30分以内には、消防団が指揮車と5台の消防ポンプ自動車を出動させ、市役所に設置された災害対策本部室と無線連絡を取り合い、いち早く市内の被害状況を把握し、対処しました。

②防災活動

福生市総合防災訓練を始め、地域の防災訓練に参加し、日ごろの訓練などで習得した

知識や技術により、地域の皆さんに防災に関する指導をしています。

また、近年、全国各地で猛威を振るうゲリラ豪雨対策として、福生消防署と合同で水防訓練なども実施しています。

③地域活動への参加

福生七夕まつり、ふっさ桜まつり、福生はたる祭では、警戒活動を実施して、地域に貢献しています。



また、10月に開催された「スポーツフェスティバルふっさ2013」に参加して、地域の人々との交流を図り、大いに盛り上げました。

・その他の活動・行事

各分団では、福利厚生としてスポーツ、レクリエーションや家族も参加しての楽しい日帰り旅行なども行っています。また、消防団は、一生の友達ができる場所でもあります。

消防団で得た知識はまちを守ることのみならず、大切な自分の家族を災害から守るための知識ともなります。

ぜひ、皆さんの力をお待ちしています。

▼消防団協力事業所随時受付中

認定事業所：社会福祉法人福生市社会福祉協議会（平成25年7月認定）

振り込め詐欺ゼロキャンペーン実施中！

振り込め詐欺ゼロキャンペーンとは？

市内の65歳以上の高齢者の方がいる全世帯に訪問員が伺い、振り込め詐欺の最近の手口や注意点を説明します。



振り込め詐欺防止グッズとして、たっけー☆☆をモチーフとしたボックスティッシュとマグネットをお渡しします。

～説明を受けた人の声～

＜Aさん＞家族で合言葉を決めるなど、参考にしたいと思った。

＜Bさん＞ATMに振り込むタイプではなく、お金を手渡しするタイプが急増していると聞いて驚いた。

被害に遭わないために！

～振り込め詐欺（母さん、助けて詐欺）撲滅三か条～

- ①すぐにお金は振り込まない！
- ②他人に現金・カード・通帳は渡さない！
- ③「番号が変わった」、「風邪で声がおかしい」と聞いたら注意する！

【実施期間】2月末まで

【対象】65歳以上の高齢者を含む全世帯

【訪問員の服装】蛍光黄色のベスト・メッシュキャップ

※訪問員は身分証明書を携行しています。

【問合せ】シティセールス推進課産業活性化グループ ☎ 551・1699

に、今後子育て環境を整えていかなくてはならないと改めて感じました。

少子化・核家族化のなか、悲しいニュースを耳にすることもありますが、多くの人が不安を抱えながらも子育てを頑張っています。親子が笑顔で過ごせるように、

先日、防衛省北関東防衛局主催で「小学生絵画展」が開催されました。市内の7つの小学校から合わせて1,298人の子どもの力作が集まり、その中から47作品が市役所1階のエントランスに展示されました。色とりどり、大変華やかで、まさに絵の世界に国境はなく、日本の児童の純粋で素直な気持ちや感覚が作品に表れていて、私も思わず時間を忘れて一枚一枚見入ってしまったほどです。

子どもといえは私事ですが、先日二人目の孫が誕生しました。男の子で、次女にとっては初めての出産でした。里帰りして、慣れない育児に悪戦苦闘している娘の姿を見て感じたのは、当たり前の話ですが、母親というのは一日のなかでこんなに長くわが子を見つめ、そして何度も話しかけているのかということ。有史以来、人間生活のなかで繰り返されたことですが、改めて母と子の結びつきの強さを感じました。

子どものまなざし

福生市長 加藤育男



軽スポーツ&とん汁会にて

市職員募集

【職種と募集人員】

- ①一般事務（土木課程履修者）
 - ②一般事務（司書資格者）
 - ③一般事務（身体障害者）
- ※①～③合わせて若干名

【採用予定日】平成26年4月1日

【受験資格】〈一般事務〉①上級（大学卒程度、土木課程履修者）…昭和53年4月2日～平成4年4月1日までに生まれた方で、大学の土木課程を履修し、卒業または卒業見込みの方※土木以外の部署に異動することもあります。

②上級（大学卒程度、司書資格者）…昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方で、図書館法第五条に規定する司書資格を有する方または司書資格を平成26年3月31日までに取得する見込みの方※図書館以外の部署に異動することもあります。

③上級（大学卒程度、身体障害者）…昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた方で次の要件をすべて満たす方

- (1) 身体障害者福祉法第十五条による身体障害者手帳の交付を受けている方
 - (2) 活字印刷文（フォントサイズ10 P t程度）による出題に対応できる方
 - (3) 口述による面接に対応できる方
 - (4) 通常の勤務に対応できる方（原則、1日7時間45分、週38時間45分）
 - (5) 口頭による対応ができる方（窓口や電話等において介助者無しに対応できる方）
 - (6) 自力により通勤ができ、かつ介助者無しに勤務遂行が可能な方
- ※①～③いずれも地方公務員法第十六条の欠格条項に該当する方は受

験できません。

〈申込書と要項の配布について〉

【期間】12月14日(土)までの午前8時30分～午後5時15分（14日(土)は午後4時30分まで）※日曜日を除く

【場所】市役所1階総合案内横、及び市役所第一棟5階職員課
※市指定様式の職員採用試験申込書及び履歴書は、市ホームページからもダウンロードできます。

〈募集受付について〉

【期間】12月13日(金)・14日(土)午前9時～午後4時30分

【場所】市役所第一棟2階第1会議室
【申込書類】職員採用資格試験申込書（市指定様式）・履歴書（市指定様式）・卒業証明書または卒業見込証明書・成績証明書・司書資格を有することを証明できるものの写しまたは司書資格を取得する見込みであることが証明できるものの写し（②一般事務〔司書資格者〕受験者のみ）・身体障害者手帳の写し（③一般事務〔身体障害者〕受験者のみ）
※申込書類は本人が持参してください。郵送、電話では受け付けません。申込書類は返却しません。

【試験日時・場所】1月12日(日)午前9時～・市役所ほか

【試験方法】①筆記試験（一般教養、専門試験）②筆記試験（一般教養、専門試験）・作文（課題方式）③筆記試験（一般教養）・作文（課題方式）

【問合せ】職員課 ☎ 551・1589

▼要介護認定調査囃託員募集

【募集人員】2人
【雇用期間】平成26年1月6日～平成26年3月31日（翌年度以降、期間の更新の制度あり）

【受験資格】①②に該当する方

①介護支援専門員またはホームヘルパー養成研修2級課程以上（介護職員初任者研修課程）を修了した方で在宅での介護経験のある方

②普通自動車運転免許資格のある方

【試験方法】面接（12月19日(木)）
【申込み】①12月2日(月)～9日(月)（7日(土)・8日(日)を除く）の間に、本人が履歴書（写真貼付）及び資格を有することを証明できるものの写しを持参のうえ、直接職員課へ。

▼教育相談員募集

【募集人員】3人
【雇用期間】平成26年4月1日～平成27年3月31日（翌年度以降、期間の更新の制度あり）

【勤務時間】原則、月～土曜日のうち4日、午前9時～午後4時（6時間）
【勤務場所】福生市教育相談室
【受験資格】①②③のいずれかに該当する方

①臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有する方及びいずれかの資格を平成26年3月31日までに取得する見込みの方

②大学院または専門の養成機関において主として心理学に係る課程を履修し、修士以上の学位を有し、臨床経験や保育所等、小・中学校、教育相談機関で相談業務に従事した経験がある方

③教員免許を有し、教育に関係のある職にあった方または教育相談に関する専門的知識及び能力を有する方で教育相談活動を熱意を持って遂行できる方

【試験方法】面接（1月21日(火)）
【申込み】1月6日(月)～10日(金)の間に、本人が履歴書（写真貼付）及び

資格を有することを証明できるものの写しを持参のうえ、直接職員課へ。

▼心理相談員募集

【募集人員】3人
【雇用期間】平成26年4月1日～平成27年3月31日（翌年度以降、期間の更新の制度あり）

【勤務時間】原則、月～金曜日のうち4日、午前9時30分～午後4時30分（6時間）

【受験資格】臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有する方及びいずれかの資格を平成26年3月31日までに取得する見込みの方

【試験方法】面接（1月21日(火)）
【申込み】1月6日(月)～10日(金)の間に、本人が履歴書（写真貼付）及び資格を有することを証明できるものの写しを持参のうえ、直接職員課へ。

▼学校給食調理パートタイマー募集

【職種と募集人員】学校給食の調理等、若干名

【応募資格】市内在住で健康で体力に自信のある方※調理師免許の有無は問いません。

【勤務時間】給食稼働日
①午前8時～正午（4時間）
②午前8時～午後3時（6時間）
※①と②の時間を交代勤務

【勤務場所】第一・第二学校給食センター

【勤務開始】平成26年1月から

【賃金】時給940円

【試験方法】面接（12月中旬を予定）
【申込み】12月9日(月)までの午前9時～午後4時（土・日曜日を除く）に本人が履歴書（写真貼付）を持参のうえ、直接学校給食課給食第一係（第三小学校裏） ☎ 551・1344 へ。

健康・食・住まい・介護・医療展
かぞく市多摩の健康・介護

【開会時間】午前10時～
なお、常任委員会は開会后、現地視察がある場合もあります。進行状況等はお問い合わせください。
【問合せ】議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

平成25年第4回 福生市議会定例会のお知らせ(予定)
〈定例会日程〉12月3日(火)～20日(金)
〈本会議〉12月3日(火)～6日(金)・20日(金)
〈常任委員会〉12月10日(火)～12日(木)

福生病院組合職員募集（看護師・診療放射線技師）

職種	選考区分	受験資格	採用予定
① 看護師	大学卒程度	○当該免許を取得するための大学（短期大学を除く）を卒業または卒業見込みの方 ○当該免許を有する方または取得する見込みの方 ○昭和48年4月2日以後に生まれた方、ただし新卒者については、昭和58年4月2日以後に生まれた方	20人程度
	その他	○当該免許を取得するための短期大学を卒業または卒業見込みの方 ○当該免許を有する方または取得する見込みの方 ○昭和48年4月2日以後に生まれた方、ただし新卒者については、昭和58年4月2日以後に生まれた方	
② 診療放射線技師		○当該免許を取得するための大学（短期大学を除く）を卒業または卒業見込みの方 ○昭和62年4月2日から平成4年4月1日に生まれた方	若干名

【対象】〈①②共通〉地方公務員法第十六条の欠格条項に該当する方は受験できません。
〈①〉交替制勤務可能な方に限ります。
・免許を取得見込みの方で、平成26年春に取得できなかったときは採用を取り消します。
〈②〉身体障害者手帳の交付を受けている方は次の要件を満たすこと

- (1) 通勤ができ、介護者なしに職務の遂行ができる
- (2) 通常の勤務時間（原則週40時間、1日8時間）に対応できる
- (3) 活字印刷文による専門試験および小論文試験、口述試験に対応できる

職種	試験科目	試験日程・会場
①	小論文及び面接	1月18日(土)
②	専門試験及び面接	公立福生病院内

【採用予定日】①②とも平成26年4月1日 ☎ 551・1111

【問合せ】多摩信用金庫価値創造事業部 ☎ 526・7764
【場所】昭和記念公園花みどり文化センター・ゆめひろばほか※入場無料

【日時】12月6日(金)・7日(土) 午前10時～午後4時
【場所】昭和記念公園花みどり文化センター・ゆめひろばほか※入場無料

【各団体へお願い】町会など各種団体が会合を開催するにあたり、政治家へ案内状を出す際は、会費の明記をお願いします。
【問合せ】選挙管理委員会事務局 ☎ 551・1802

筆によるものを除き、年賀状などの時候のあいさつ状を出すことも禁じられています。このほか病見舞い、秘書等が代理出席する場合の結婚祝いや香典、花輪、供花、落成式、開店祝いの花輪、お中元やお歳暮、祭りへの寄附や差し入れ、町内会等の催しへの寸志や飲食物の差し入れ等も禁じられています。また有権者が政治家に寄附を求めるときも禁止されています。

【都市計画変更(案)の縦覧について】次のとおり縦覧を行います。【都市計画の種類】福生都市計画生産緑地地区【縦覧期間】12月2日(月)～16日(土)（土・日曜日を除く）【縦覧時間】午前8時30分～午後5時15分【縦覧場所】市役所第一棟3階まちづくり計画課計画グループ【問合せ】まちづくり計画課計画グループ ☎ 551・1952

西多摩子どもからの人権メッセージ・中学生人権作文発表会

西多摩地域の市町村から選ばれた小・中学生が人権に関するメッセージ・作文を発表します。

【日時】12月14日(土)午後2時～(1時30分開場)
【場所】瑞穂ビューパーク・スカイホール 小ホール

【定員】先着180人※予約不要
【問合せ】瑞穂町企画部総務課総務係 ☎557・0531
夜間人権ホットライン
差別や虐待などの人権問題や日常生活上の法律問題について、弁護士が相談をお受けします。
【相談日時】12月9日(月)午後5時～8時
【相談時間】1人10分程度

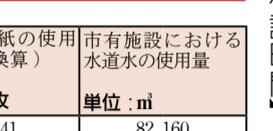
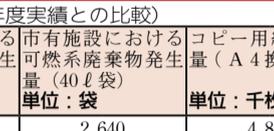
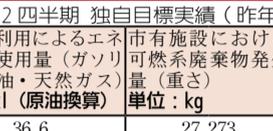
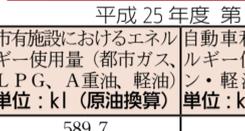
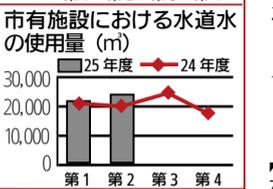
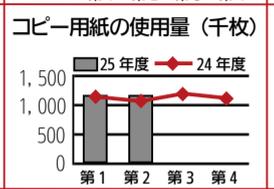
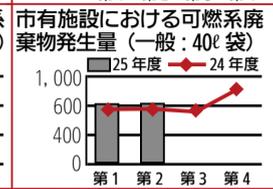
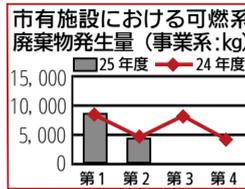
環境マネジメントシステム

「LAS-E」定期報告

平成 25 年度第 2 四半期まで (平成 25 年 4 月から 9 月まで) の数値をご報告します。今後もエネルギーと資源の適正な使用による、市民サービスの提供を目指して運営を行います。

公共施設をご利用の際は、市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

【問合せ】環境課環境係 ☎551・1718



平成 25 年度 第 2 四半期 独自目標実績 (昨年度実績との比較)

年目目標	市有施設におけるエネルギー使用量 (電気)		市有施設におけるエネルギー使用量 (都市ガス、LPG、A重油、軽油)		自動車利用によるエネルギー使用量 (ガソリン・軽油・天然ガス)		市有施設における可燃系廃棄物発生量 (重さ)		市有施設における可燃系廃棄物発生量 (A4換算)		コピー用紙の使用量 (A4換算)		市有施設における水道水の使用量	
	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
6,692,000	6,692,000	3,263,268	589.7	583.5	36.6	35.4	27,273	25,204	2,640	2,569	4,841	4,746	82,160	44,466
四半期	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度	24年度	25年度
第1	1,417,957	1,360,409	89.2	84.2	8.8	9.2	8,209	8,115	594	626	1,209	1,182	20,258	21,334
第2	1,815,581	1,902,859	185.7	195.8	9.2	9.7	4,945	4,576	585	625	1,118	1,215	20,086	23,132
第3	1,645,329		129.2		9.2		7,399		560		1,260		24,750	
第4	1,759,843		179.4		8.2		4,651		830		1,159		17,648	
合計	6,638,710	3,263,268	583.5	280.0	35.4	18.9	25,204	12,691	2,569	1,251	4,746	2,397	82,742	44,466

【期間】1月13日(祝)
【場所】横田基地前商店街及び東福生駅西口駅前
【問合せ】福生武蔵野商店街振興組合 ☎551・1718

【期間】1月13日(祝)
【場所】福生駅前及び駅前通り
【問合せ】福生商店街協同組合 ☎530・8855

【期間】1月13日(祝)
【場所】福生駅前及び駅前通り
【問合せ】福生商店街協同組合 ☎530・8855

【期間】1月13日(祝)
【場所】福生駅前及び駅前通り
【問合せ】福生商店街協同組合 ☎530・8855

【期間】12月25日(水)
【問合せ】銀座中央商栄会 ☎551・0210
山下会長

【期間】12月25日(水)
【問合せ】銀座中央商栄会 ☎551・0210
山下会長

【電話】夜間人権ホットライン ☎03・58081442、横田商栄会・松本会長 ☎551・4456

年末は、外出する機会が増え、人も多くなります。防犯意識を持ち、被害にあわないように注意しましょう。

年末も「空き巣狙い」「ひったくり」「すり」に注意！

年末は、外出する機会が増え、人も多くなります。防犯意識を持ち、被害にあわないように注意しましょう。

年末は、外出する機会が増え、人も多くなります。防犯意識を持ち、被害にあわないように注意しましょう。

年末は、外出する機会が増え、人も多くなります。防犯意識を持ち、被害にあわないように注意しましょう。

年末は、外出する機会が増え、人も多くなります。防犯意識を持ち、被害にあわないように注意しましょう。

年末は、外出する機会が増え、人も多くなります。防犯意識を持ち、被害にあわないように注意しましょう。

セルフスタンドにおける安全な給油について

セルフスタンドにおける安全な給油について

セルフスタンドにおける安全な給油について

セルフスタンドにおける安全な給油について

セルフスタンドにおける安全な給油について

セルフスタンドにおける安全な給油について

セルフスタンドにおける安全な給油について

TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日(日)～7日(土)

この運動は、市民に交通安全意識の普及・浸透と、年末における交通事故及び渋滞の防止を図ることが目的です。

12月是一年のなかで交通事故件数及び交通事故死者数が最多となります。平成24年12月の交通事故死者数の約7割が高齢者です。

高齢者は横断歩道を渡る、安全確認を必ずする、反射材を活用するなどして事故を防ぎましょう。また、ドライバーは急がず、余裕を持って安全運転を心がけましょう。

【スローガン】「やさしさが走るこの街 この道路」

【重点項目】①子どもと高齢者の交通事故防止

②自転車の安全利用の推進③飲酒運転の根絶④二輪車の交通事故防止⑤違法駐車対策の推進

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691

市民契約保養施設のご案内

市民の皆さんが、指定された宿泊施設を利用する場合、宿泊費の一部を市が助成します。

【利用方法】①右表の申込先(旅行業者など)へ宿泊の予約をしてください。利用料金などは、指定旅行業者にお問い合わせください。

②総合窓口課(市役所1階)で利用申請書を提出して利用券を受け取ってください。

【助成金】大人3,000円、小人2,000円※民宿は大人・小人とも2,000円。小人は4歳以上から小学6年生までです。

【助成対象者】申請する6か月前から引き続き市内に住所を有し、住民基本台帳に記載されている方※18歳未満の方だけで利用する場合は、保護者の同意が必要です。

【利用券の交付枚数】利用券の交付は1泊につき1枚で、市民一人当たり同一年度(4月から翌年3月末まで)1枚です。なお、宿泊する施設によ

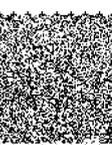
り利用方法が異なりますので、詳しくは総合窓口課や市内公共施設の「施設案内」パンフレット、または市ホームページをご覧ください。

※利用申請の際は、本人確認書類(運転免許証、保険証等)をご持参ください。

【問合せ】総合窓口課 ☎551・1595

宿泊施設	予約申込先
・旅館 ・ホテル ・民宿	市内の指定旅行業者へ。 ・(有)ダイナ旅行 ☎553・3310 ・立川トラベルセンター ☎553・2202 ・(株)PTSトラベルナビ ☎539・1911
保養所	東京都市町村職員共済組合保養所(シーサイドいづたが)への宿泊予約は直接 ☎0120・73・1241(フリーダイヤル)へ。
かんぼの宿	各宿泊施設へ。 【問合せ】日本郵政(株) ☎0120・715294(フリーダイヤル)
・河津温泉旅館 組合指定施設 ・津南町観光協会指定施設	各宿泊施設へ。

【ハローワーク青梅・出張就職相談】専門員による職業相談・職業紹介を行います。詳細は市ホームページをご覧ください。※予約不要【日時】12月18日(水)午後1時30分～4時30分【場所】商工会館2階203会議室【問合せ】シティセールス推進課産業活性化グループ ☎551・1699



【歩行喫煙は禁止です】

福生市清潔で美しいまちづくり条例では、市内全域の公共の場所で歩行喫煙をしないよう定めています。快適な生活環境を確保するため、ご協力をお願いします。【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

市内全域の公共の場所で歩行喫煙をしないよう定めています。

快適な生活環境を確保するため、ご協力をお願いします。

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

コミュニティビジネスを始めた人を支援します！

福生市空き店舗対策事業補助金募集

市内でコミュニティビジネスを始めようとする方に、事業支援として家賃等の助成を行います。初期費用として60万円、または家賃の2分の1（月5万円を上限として12か月分）を助成します。募集件数は1件です。事業内容を審査し、助成の可否を決定します。募集要項・申請書等は市役所第二棟2階シテイセールス推進課で配布しています。【申込み】12月20日(金)までに、募集要項に記載の必要書類を揃えて、直接、シテイセールス推進課まちの魅力創造グループ ☎ 551・1740へ。

くるみるガイドツアー福生×昭島共催企画

「新春のふっさ・あきしまを歩く」福生では、熊川神社内の美術館で古今鑑の鑑賞と石川酒造の酒蔵見学、おいしいランチをお楽しみください。午後は昭島で湧水のみられる下の川、啓明学園内の旧三井家拜島別邸「北泉寮」などをご案内します。歩きやすい靴でご参加ください。【日時】1月21日(火)午前9時～午後3時ごろ

【集合時間・場所】午前8時50分・JR拜島駅自由通路

【定員】先着15人

【参加費】2,500円(食事代、保険代、入館料等)

【歩行距離】約5.6km

【申込み】12月3日(火)～1月10日(金)までの午前10時～午後6時の間に、くるみるふっさへ直接または電話 ☎ 530・2341でお申し込みください。(月曜定休)

シテイセールス推進課からのお知らせ

① たっけー☆☆がファミリーマート一日店長に就任します

【日時】12月8日(日)①午前10時～正午②午後1時～3時

【対象店舗】①福生横田基地前店②福生駅前店

【特典】各店先着10人の方

② たっけー☆☆から年賀状をもらおう！

たっけー☆☆から特製年賀状をもらいませんか？

【申込み】住所・氏名・たっけー☆☆へのメッセージ・50円切手を添えて、シテイセールス推進課へ直接または郵送

〒197-8501福生市本町5)でお申し込みください。

【問合せ】シテイセールス推進課まちの魅力創造グループ ☎ 551・1740

多摩川堤防の伐採木を無償配布します

【日時】1月15日(水)・31日(金)午前10時～午後3時

【場所】東京都水道局高月浄水所付近の堤防ほか1か所

【申込み】12月16日(月)までに申込用紙に記入し、郵送等で京浜河川事務所多摩川上流出張所(〒197-

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

入浴回数券 20%割引販売

11回分のお得な回数券(3時間利用)を割引価格で販売します。

【期間】12月7日(土)～20日(金)

※休館日を除く

区分	通常価格→割引価格
福生市・青梅市・羽村市・瑞穂町在住の方	大人 5,000円 → 4,000円
	子ども 2,500円 → 2,000円
上記以外に在住する方	大人 8,000円 → 6,400円
	子ども 4,000円 → 3,200円

ゆず湯(冬至風呂)

1年で夜が一番長くなる冬至に、露天風呂でゆず湯を実施します。

【日程】12月22日(日)

クリスマスイベント

小学生以下のお子様たちにお楽しみプレゼント！(入館者対象)

【期間】12月21日(土)～25日(水)

※休館日を除く

教室案内

①フラダンス教室…毎週水曜日午後1時～2時

②ヨガ教室…毎週木曜日午後1時30分～2時30分

【参加費(1回)】①、②とも、福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方800円、そのほかに在住の方1,100円※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。回数券、サービス券などは利用できません。

年末年始の営業について

【浴場施設】[休館日]12月30日(月)～1月1日(祝) [開館日]1月2日(火)の正午から営業

【体育館、集会施設】[休館日]12月29日(日)～1月3日(金) [開館日]1月4日(土)から営業

※フラダンス教室は1月8日(水)、ヨガ教室は1月9日(木)から開催します。

【問合せ】フレッシュランド西多摩 ☎ 570・2626 ※ホームページもご覧ください。

環境課環境係 ☎ 551・1718へ。

住宅用省エネルギー・新エネルギー設備助成金交付制度をご利用ください

市では、地球温暖化対策の一環として、市民の皆さんが住宅用省エネルギー・新エネルギー設備を新たに設置した場合に、費用の一部を助成します。※抽選で申請できる方を決定します。

助成金の対象者

次の条件をすべて満たす方

- ①抽選で当選していること
- ②市内に住所を有していること
- ③市税の滞納がないこと
- ④自ら居住する住宅に助成対象設備を新規に設置した方、または自ら居住するために助成対象設備の設置された新築住宅を市内において新たに購入した方で、設備費用の支払いまたはローン契約が完了している方

▼応募について
平成25年4月1日～平成26年3月31日に設備を設置する予定の方で助成金の対象となる方は、抽選受付締切日までに往復はがきでお申し込みください。(抽選受付締切日：1月31日(金)※当日消印有効)

往復はがきの書き方

【往信表】〒197-8501 福生市本町5 環境課環境係行 【往信裏】①氏名②生年月日③住所④電話番号⑤対象設備名(製品メーカー、製品型式)⑥設置(予定)日⑦申請予定金額⑧システム出力数(太陽光発電応募者のみ) 【返信表】申請者の住所、氏名 【返信裏】無記入

抽選について

【日時】2月12日(水)午後2時～ 【場所】商工会館301会議室 ※申請できる優先順位を抽選で決定します。なお、結果郵送します。

ご協力いただくこと

助成金を受ける方は、次のことにご協力いただきます。

○助成対象設備の設置前及び設置後の1年間の電気、ガス及び水道の使用量の報告

○助成対象設備の設置に関するアンケート調査に対する回答

○電気、ガス及び水道の使用量の削減その他二酸化炭素の排出の削減に向けた取り組みなど ※申請時にはこれらの報告等は必要ありません。

対象設備と助成額

対象設備のうち、いずれか1点について助成します。

対象設備の種類	助成金の上限額
太陽光発電システム	10万円(最大出力1kWあたり3万円。ただし、1kW以上の出力を有するものに限り)
太陽熱利用システム	①自然循環式…1万5千円(1㎡あたり5千円で最大3㎡まで) ②強制循環式…3万円(1㎡あたり1万円で最大3㎡まで)
ガス発電給湯器(通称：エコウィル)	1設備あたり3万円
燃料電池(通称：エネファーム)	1設備あたり10万円
CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(通称：エコキュート)	1設備あたり3万円

※平成25年4月1日～平成26年3月31日までの間に設置され、設備費用の支払いまたはローン契約が完了している機器であること(平成25年度以前に設置したものは、助成対象となりません。)

※助成金の交付は同一住宅に対して1回限りです。今までにこの助成を受けた方は申請できませんので、ご注意ください。

◆市以外の他団体(国や東京都など)の助成制度と併せて利用することができます。【問合せ】環境課環境係 ☎ 551・1718

年末年始ごみ・し尿収集日程

収集種類	年末	年始	申込み
戸別収集	12月30日(月)まで		環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731 リサイクルセンター ☎ 552・1621 ☎ 551・9150
拠点回収	12月27日(金)まで(一部を除く)	1月6日(月)から(拠点回収は一部除く)	
し尿	12月27日(金)まで ※受付は20日(金)まで		
粗大ごみ	12月27日(金)まで ※受付は20日(金)まで、持込みは27日(金)まで		

※1月6日はごみの量が大変多く、一日では収集できない場合があります。何日かに分けて出すようご協力をお願いします。

▼スプレー缶類は中身をすべて使い切り、カン・金属の日に出してください！

中身の入ったまま出された、スプレー缶類による発火事故が毎年発生しています。出すときは必ず中身を使い切り、カン・金属の日のカゴまたは容器に直接入れて出してください。事故が発生すると、ごみ処理ができなくなることがあります。

ごみの収集運搬に携わる人や、処理施設で働く人の安全を守るため、皆さんのご協力をお願いします。

▼年内の粗大ごみ回収の申込みはお早めに！

年末は大掃除などによって出た粗大ごみの回収の申込みが集中します。ご希望の日回収できない場合もあります。12月受付の内容変更等の電話が多くなっています。電話がかかりにくくなりますので、回収物をよく取りまとめたくてお申し込みください。なお、リサイクル品の販売は、年内は12月25日(水)まで、年始は1月8日(水)から行います。【申込み】リサイクルセンター ☎ 552・1621、☎ 551・9150へ。

【平成26年4月からごみの収集体制が変わります】〈主な変更点〉①回収拠点は全て廃止②可燃ごみの収集を週3回から週2回に変更③容器包装プラスチックの収集を2週に1回から週1回に変更※詳細は、清掃だより11月1日号をご覧ください。【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎ 551・1731

都民住宅（あき家）入居者募集

都民住宅とは、中堅所得者向けの賃貸住宅です。仲介手数料・礼金・更新料は、必要ありません（都営住宅とは異なります）。

【募集戸数】あき家（抽せん募集）都内計132戸 ※抽せん募集のほか先着順募集もあります。詳しくは募集センターへお問い合わせください。

【主な申込み資格】
① 都内に居住する成年人
② 同居親族がいる
③ 世帯の所得が所得基準内 ※詳細は募集案内でご確認ください。

【配布場所】市役所1階ロビー ※申込書・募集案内は、募集期間中（最終日は午後6時まで）のみ、東京都住宅供給公社募集センター ☎03・3498・8894（土・日曜日は除く）、まちづくり計画課住宅グループ ☎551・1961

【問合せ】東京都住宅供給公社募集センター ☎03・3498・8894（土・日曜日は除く）、まちづくり計画課住宅グループ ☎551・1961

【対象】65歳以上の高齢者

介護予防を目的とした教室を下表のとおり実施します。

で介護保険要介護認定の「要介護」「要支援」に該当しない方（①～③は医師から運動制限を受けていないこと）

【定員】①は先着20人（25年度初参加の方を優先）④は先着15人

【申込み】12月17日（火）～24日（火）の間に事前に電話で申し込みのうえ、印鑑を持参して市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係 ☎551・1751へ。

教室名	日時	場所
①筋力向上トレーニング教室	1月9日～3月の木曜日午前10時30分～午後0時30分（全12回）	福祉センター2階理学療法室
②筋力向上トレーニング教室（接骨師会）	1週間に1回程度でおおむね3か月間（全12回）	市と契約している各接骨院
③介護予防フォローアップ事業（接骨師会）	1月8日（火）～3月の水曜日午前10時30分～午後0時30分（全12回）	福祉センター2階作業療法室及び調理実習室 ※調理実習の材料費は実費
④お口と食のはつらつ教室		

戦傷病者等の妻の皆さんへ

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」が支給されます。

【対象】①平成15年4月2日～平成23年4月1日に新たに戦傷病者等の妻になった方
②平成15年4月1日～平成18年9月30日に一般のけが

や病気で死亡（平病死）した戦傷病者等の妻の方

【問合せ】東京都福祉保健局生活福祉部 ☎03・5320・4077
【請求窓口】社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎551・1735

【受験生チャレンジ支援貸付事業】のご案内
東京都は、学習塾などの費用や受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子どもたちを支援します。

① 学習塾等受講料貸付金
【対象】中学3年生・高校3年生ともに、200,000円（上限）

② 受験料貸付金
【対象】▼中学3年生・27,400円（上限）※1度の貸付で4回（校分）の受験料まで貸付可（1校あたりの受験料は23,000円まで）
▼高校3年生・105,000円（上限）※1度の貸付で3回（校・学部）分の受験料まで貸付可（1校あたりの受験料は35,000円まで）

※高校入学、大学入学に向けてそれぞれの該当年度で貸付要件に該当すれば借入申込みは可能です。

【最終申込期限】平成26年2月中旬※即日申込みがでないため、ご相談は1月中にお願いします。

【ご利用いただける方】
①世帯の生計中心者（20歳以上）であること

②課税所得または総収入金額が一定基準以下（左表）であること

扶養人数	総収入（年間）
0人（単身）	176万円以下
1人	260万円以下
2人	320万円以下
3人	380万円以下

③ 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
④ 土地・建物を所有していないこと（現在住んでいる場所の土地・建物は除く）
⑤ 都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること

⑥ 生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと ※このほかにも条件がありますのでご確認ください。

【問合せ】社会福祉協議会 ☎552・2121（月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分まで）

アライグマ・ハクビシンに関する情報をお寄せください
アライグマ・ハクビシンの目撃、痕跡、被害があればご連絡ください。

＜アライグマ・ハクビシンが引き起こす問題＞

- ① 生物多様性への影響…さまざまな動物を捕食したりします。
- ② 人の生命や健康の被害…人獣共通感染症（動物から人に感染する病気）や家屋にも侵入するため、感染症が伝染する危険性があります。
- ③ 暮らしの被害…家屋に侵入して建物を破損したりペットや飼っている魚などを食べたりします。
- ④ 文化の被害…神社、仏閣などの文化財を損壊します。
- ⑤ 農作物の被害…果樹や野菜などの農作物被害が報告されています。

【問合せ】環境課環境係 ☎551・1718



アライグマの特徴
・頭から尾の先まで70～90cm
・目のまわりに黒いマスク模様
・眉間に黒い筋



ハクビシンの特徴
・頭から尾の先まで90～110cm
・顔の真中に白い筋

1月の女性悩みごと相談
～羽村市との共同事業～
＜福生市＞8日（水）・22日（水）午前9時～午後1時・市役所1階第1相談室
＜羽村市＞15日（水）・29日（水）午後1時30分～4時30分・羽村市役所西庁舎1階102会議室
【申込み】福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へ申し込まれてもかまいません。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市広報広聴係 ☎551・1529、羽村市市民相談係 ☎555・1111（内線199）へ。

市民会館催し物

▼福生ミュージックコレクション『チョコソウマとゆかいな仲間たち』
【日時】1月19日（日）開場午後2時30分、開演3時
【場所】市民会館小ホール（つつじホール）
【出演者】チョコソウマ（ドラム）ほか、[ゲスト] 石川太郎（ブルースハーブ）・吉村樹里（ボーカル）
【料金】全席自由1,000円 ※3歳以上有料・3歳未満不可（好評発売中）

▼市民名画劇場「月形半平太（56）」（邦画）上映時間109分
【日時】12月14日（土）〔1回目〕午前10時30分～〔2回目〕午後2時30分～（各回30分前開場）
【場所】市民会館小ホール（つつじホール）
【監督】衣笠貞之助
【出演】長谷川一夫・市川雷蔵ほか ※入場無料・全席自由（先着260人）
【問合せ】市民会館 ☎552・1711

児童館で遊ぼう！（12月その1）

【田】親子であそぼう「ミニクリスマス会」17日（火）午前10時30分～11時30分【対象】1歳6か月以上の幼児と保護者

【武】武蔵野台児童館 ☎553・8822

【熊】熊川児童館 ☎539・1515

ひろば事業

【武】遊具開放DAY 5日（木）午前10時30分～正午【対象】1歳6か月以上の幼児と保護者 ※保健師さんが来館します。

【熊】遊具開放DAY 9日（月）午前10時～正午【対象】幼児と保護者【持ち物】着替え、水筒、タオル

【熊】くまさんひろば「クリスマス会をしよう」10日（火）午前10時30分～11時30分【対象】1歳6か月以上の幼児と保護者【持ち物】着替え、水筒、タオル

【武】ぴよぴよひろば 10日（火）午前10時30分～正午【対象】0歳児と保護者

【田】よちよちすくすくひろば「クリスマスの飾りをつくろう」10日（火）午前10時30分～正午【対象】0、1歳児と保護者

【熊】こぐまひろば「こぐまちゃんのクリスマス会」17日（火）午前10時30分～正午【対象】0、1歳児と保護者【持ち物】着替え、水筒、タオル

【武】親子の楽しいリトミック 17日（火）午前10時30分～11時30分【対象】1歳6か月以上の幼児と保護者

【田】親子であそぼう「ミニクリスマス会」17日（火）午前10時30分～11時30分【対象】1歳6か月以上の幼児と保護者

【熊】遊具開放DAY 18日（水）午前10時～正午【対象】幼児と保護者【持ち物】着替え、水筒、タオル

【武】おはなしの日 18日（水）午前11時～11時30分【対象】乳幼児と保護者 ※武蔵野台図書館の職員による読み聞かせです。

【武】遊具開放DAY 19日（木）午前10時30分～正午【対象】1歳6か月以上の幼児と保護者

季節の行事事業

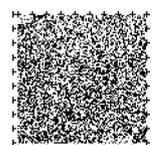
【武】とん汁会～みんなで育てた野菜を食べよう～ 15日（日）午後2時～4時【対象】乳幼児以上（乳幼児は保護者同伴）、地域の皆さん

多世代交流事業

【熊】くまがわ元気スポット 19日（木）午前10時10分～11時30分【対象】幼児と保護者、地域の皆さんどなたでも参加できます。【持ち物】うわばき、水筒、タオル ※健康体操、キッズ体操、ストレッチ体操等をして、元気になりましょう。

◆このほかにも児童館ではたくさんの事業を行っています。小学生対象事業は児童館だよりに掲載していますので、ぜひご覧ください。

「近所で手を取り合って助け合い」町会・自治会に加入しましょう



(7 面からの続き)

◆地域相談支援◆

◆地域移行支援◆地域定着支援◆計画相談支援

◆障害児通所・入所給付◆

◆児童発達支援◆医療型児童発達支援◆放課後等デイサービス◆障害児入所支援

◆地域生活支援事業◆

◆相談支援◆コミュニケーション支援◆移動支援◆地域活動支援センター◆日中一時支援◆日常生活用具給付事業

◆自立支援協議会◆

障害のある人が地域で生活していくためにどのような支援が必要かなど、関係機関が障害のある人の課題や情報を共有し、ともに解決するための機関

◆そのほか◆

◆声の「広報ふっさ」の郵送【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎ 551・1529

◆声の「市議会だより」の郵送【問合せ】議会事務局庶務係 ☎ 551・1523

◆外出困難な障害者への図書の宅配【問合せ】中央図書館 ☎ 553・3111

◆心身に障害のある児童の就学相談【問合せ】教育委員会指導室及び教育相談室 ☎ 551・7700

◆市内の障害者のための施設◆

◆施設入所支援 (知的)◆

知的障害者の方が施設に入所し、自立した生活を送るための指導・訓練を受ける施設

◆知的障害者グループホーム・ケアホーム◆

現に就労等をしている知的障害者の方が、数人で世話人さんと生活する施設

◆地域活動支援センターはっぴい◆

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設

◆就労移行・継続支援事業所◆

将来独立して生活できるよう、期間付で住まいを提供し必要な助言・援助を行っている施設

◆精神障害者グループホーム◆

将来独立して生活できるよう、期間付で住まいを提供し必要な助言・援助を行っている施設

◆地域活動支援センターハッピーウィング◆

精神障害者の方の日常的な困り事や、悩みに関する相談支援 (福生市東町 6-8 MEビル 3 階) ☎ 553・9888

◆福生市障害者自立生活支援センターすてっぴ◆

市内在住の障害のある方の生活等に係る相談支援、就労に係る支援 (南田園 2-13-1 福祉センター内) ☎ 539・3217、☎ 553・7532

◆高次脳機能障害相談支援◆

高次脳機能障害は脳卒中や交通事故などで脳の一部が傷つき、思考・行為・言語・注意などの脳機能に障害が起きた状態をいいます。

周りの人に障害を持っていることが理解されにくい場合もあります。どうぞご相談ください。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

◆市役所以外の相談窓口◆

●社会福祉協議会

ボランティアの育成や障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付けなどを担当しています。(南田園 2-13-1 福祉センター内) ☎ 552・2121、☎ 553・7532 ※ボランティアの育成や相談は、福祉センター内ふっさボランティア・市民活動センター ☎ 552・2122 へ。

●東京都心身障害者福祉センター

身体障害者、知的障害者の更生相談所として、区市町村に対する専門的相談・支援を行うほか、高次脳機能障害等のある方への相談を行っています。

そのほか、身体障害者手帳、愛の手帳の発行や東京都重度障害者手当の支給等を行っています。多摩支所は、地域の方々に障害に関する専門的相談、愛の手帳や補装具の判定及び講習会等の支援を行っています。(新宿区戸山 3-17-2) ☎ 03・3203・6141 ☎ 03・3203・6185、同多摩支所 (国立市富士見台 2-1-1) ☎ 573・3311、☎ 576・5295

●立川児童相談所

18 歳未満の児童の児童施設への入所決定、愛の手帳の判定等を行います。(立川市曙町 3-10-19) ☎ 523・1321、☎ 526・0150

福祉サービスを受けるための手帳

Table with 3 columns: 手帳の種類・程度, 申請先, 備考. Rows include 身体障害者手帳 (1~6級), 愛の手帳 (1~4度), 精神障害者保健福祉手帳 (1~3級).

●●●障害者に関するマークについて●●●

まちで見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

Table with 3 columns: 名称, 概要, 問合せ. Lists various accessibility marks like International Symbol of Access, Body Impaired, Hearing Impaired, etc.

「私の夢について～働いている障がいのある方から～」養育懇談会を開催します

【日時】12月13日(金)午前10時～正午
【場所】都立あきる野学園
【内容】「私の夢について～働いている障がいのある方から～」(卒業生による発表)
※懇談会終了後、希望者に学校案内を行います。
【申込み】12月6日(金)までに、氏名・住所・電話・学校見学の有無を記入し、はがき(〒197-0832 あきる野市上代継 123-1)またはファックス(☎ 558・0074)で、あきる野学園地域支援センター・石川へ。
【問合せ】あきる野学園地域支援センター ☎ 558・0222

高齢者住宅生活協力員募集

シルバーピア北田園 (北田園 2-12-4) に併設する生活協力員住宅に入居し、入居者の安否確認や緊急時の対応、疾病に対する一時的な介助、生活の相談などを行っていただきます。
【募集人員】1人 (戸数1戸)
【生活協力員申込資格】①高齢者の福祉に理解がある方②入居者の生活支援に熱意がある方③生活協力員住宅に居住し、在宅業務が可能な方④20歳以上65歳未満で心身が健康な方⑤世帯が次の<2>で定める生活協力員住宅の申込資格がある方
【<2>生活協力員住宅の申込資格】①市内に1年以上居住している②同居親族がいる③世帯の合計所得が基準内(下表参照)④市・都民税、国民健康保険税等を滞納していない⑤住宅に困っている⑥申込者(同居親族を含む)が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でない
【選考方法】書類審査及び面接(12月下旬予定)
【業務委託料】月額10万円程度(生活協力員住宅の使用料は補助)※シルバーピア住宅はペット不可
【申込み用紙の配布・受付】12月4日(水)～13日(金)の間に市役所1階9番介護福祉課高齢福祉係へ。
【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

サービス等利用計画作成について

短期入所や通所施設、家事援助等の障害福祉サービスの支給決定を受けている方は、全員サービス等利用計画を作成することとなりました。

この計画は、市がサービスの支給決定を行う際に参考とするもので、市が指定した「指定特定相談支援事業所」「指定障害児相談支援事業所」が作成します。

計画の作成に利用者負担はありません。

【問合せ】障害福祉課 ☎ 551・1742

【市内の事業所】

●指定特定相談支援事業所

Table with 3 columns: 事業所, 住所, 連絡先. Lists specific service locations like 社会福祉協議会, やなぎ社会福祉事務所, etc.

●指定障害児相談支援事業所

Table with 3 columns: 事業所, 住所, 連絡先. Lists specific service locations for children.

【がん検診推進事業 乳がん検診・子宮頸がん検診無料クーポン券が届いた方へ】受診期間は1月31日までです。まだ受診されていない方は、この機会にぜひ受診してください。※1月は混雑が予測されるため早めの受診をお勧めします。【問合せ】保健センター ☎ 552・0061

【給付金振込みのお知らせ】高齢者居住支援特別対策事業の申請者に対し、給付金(8~11月分)を12月10日ごろに振り込みます。【問合せ】介護福祉課高齢福祉係 ☎ 551・1751

12月3日～9日は「障害者週間」です

【各種手当等振込みのお知らせ】 特殊疾病患者福祉手当、心身障害者福祉手当を12月13日ごろに振り込みます。【問合せ】 障害福祉課 ☎ 551・1742

▼福生市の状況

平成 25 年 4 月現在、福生市における障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者福祉保健手帳）登録者数は、合計約 2,226 人で、市の人口の約 3.8% です。

▼障害者週間とは

「障害者週間」は、平成 16 年 6 月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」（12 月 9 日）に代わるものとして設定されました。この一週間は、障害者に対する理解と認識を深め、障害のある人もない人も、ともに暮らせる社会の実現に向かってそれぞれが考える週間です。

■障害者週間イベント

【日時】 12 月 3 日(火)～9 日(月)

【場所】 市役所 1 階ロビー

【内容】 市内障害者施設に入通所している方の作品展示・授産品の販売等※販売は一部の期間のみ実施

●高次脳機能障害についての相談・講演会

【日時】 12 月 7 日(土)午後 1 時 30 分～3 時 30 分 ※相談会は 3 時から

【場所】 市役所第一棟 2 階第 1・2 会議室

＜内容＞ ①講演

【講演名】 「高次脳機能障害とは？」

【講師】 中村哲治氏（東京都心身障害者福祉センター高次脳機能障害者支援担当）

【講演名】 「ある日、突然、夫が違う人に～高次脳機能障害者の家族の心～」

【講師】 井上隆子氏（高次脳機能障害者家族会「なんてんの会」会長）

②相談会

【対象】 18 歳以上で高次脳機能障害に関心のある方

【問合せ】 障害福祉課 ☎ 551・1742

■ヘルプカードについて

障害のある人には、自分から「困った」となかなか伝えられないことがあります。支援が必要なのに、「コミュニケーションに障害があってそれを伝えられない人」、「困っていることそのものがわからない人」がいます。

ヘルプカードは、そんな困った、支援が必要なときに、支援してほしい内容や連絡先、対応策などをカードに記載し、緊急時等に提示することで、周囲の人に配慮や手助けをお願いしやすくするものです。カードを持っている方が困っているときは、内容に沿ってご協力をお願いします。

【ヘルプカードの配布について】 障害者の方へ、ヘルプカードの配布を始めます。希望者は、名前のわかるもの（手帳、保険証等）を持って、市役所 1 階 10-1 番障害福祉課へお越しください。受け取りは本人以外でも可能です。

【配布開始日】 12 月 3 日(火)～

【対象】 障害者の方

【問合せ】 障害福祉課 ☎ 551・1742



■心身に障害のある方へ主な福祉施策を紹介します

障害のある方が各種福祉サービスを受けるためには手帳が必要です。対象者の年齢、障害の種類、程度または所得制限により、受けられる福祉サービスは異なります。また、障害者施策と介護保険とで共通するサービスは介護保険から受けていただくことが基本です。詳しくは障害福祉課へご相談ください。【問合せ】 障害福祉課 ☎ 551・1742、☎ 552・5150

◆福生市障害者虐待防止センター

障害者虐待に関する通報窓口。虐待に気づいたら、速やかに通報してください。

【問合せ】 障害福祉課内 ☎ 551・1511

●●●主な福祉施策●●●

＜医療・手当等＞

◆自立支援医療

更生医療・育成医療・精神通院医療の 3 種類があり原則 1 割負担です（所得により上限月額が設けられています。生活保護の方の自己負担はありません）。
＜更生医療＞ 身体障害の方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成

【対象】 18 歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた方

＜育成医療＞ 手術等の治療にかかる医療費を助成

【対象】 18 歳未満で肢体不自由・視覚障害・心臓障害等の機能障害があり、手術等により障害の改善が見込まれる方（担当は子育て支援課子育て支援係）
＜精神通院医療＞ 在宅の精神障害者に対し、通院医療費を助成（全額助成になる場合もあります。）

【対象】 精神疾患を有し通院している方

◆心身障害者（児）医療費助成

重度の障害をお持ちの方の医療費の一部を助成

【対象】 身体障害者手帳 1・2 級（内部障害は 3 級）または愛の手帳 1・2 度の方（所得制限、年齢制限等の給付条件により受給できない方もいます。）

◆心身障害者福祉手当

【対象】 身体障害者手帳 1～4 級の方、愛の手帳をお持ちの方、及び脳性マヒ、進行性筋萎縮症の方（所得制限、年齢制限等の支給条件により受給できない方もいます。）

◆難病等医療費助成

【対象】 ①指定難病の方 ②市内に住所を有している方 ③健康保険に加入し、ほかの

医療給付制度（生活保護等）を受けていない方 ④医療費助成の認定基準を満たした方（①②③④のいずれにも該当する方）

◆小児慢性疾患医療費助成

【対象】 18 歳未満で、小児慢性対象疾患に罹患している方（ただし、18 歳以降についても、継続して更新手続を行った場合に限り、20 歳まで延長可能となります。）

◆小児精神障害者入院医療費助成

【対象】 精神科への入院治療を必要とする 18 歳未満の方

◆特別障害者手当

【対象】 20 歳以上で心身に著しい障害があり、常時特別な介護が必要と認められた方

◆障害児福祉手当

【対象】 20 歳未満で心身に著しい障害があり、常時介護が必要と認められた方

◆東京都重度心身障害者手当

【対象】 重度の知的障害のある方、上・下肢に重度の機能障害のある方、重度の知的障害と身体障害のある方

◆特殊疾病患者福祉手当

【対象】 東京都難病医療費受給者証を交付されている方など（心身障害者福祉手当を受給している方は除く）

■子育て支援課窓口の手当■

◆児童育成手当（障害手当）

【対象】 次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を扶養している方

①身体障害者手帳おおむね 1・2 級程度 ②愛の手帳おおむね 1～3 度程度 ③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症

◆特別児童扶養手当

【対象】 次のいずれかに該当する 20 歳未満の児童を扶養している方

①身体障害者手帳おおむね 1～3 級程度 ②愛の手帳おおむね 1～3 度程度 ③日常生活に著しい制限を受ける状態の疾病・精神障害

＜住宅費・交通費等の助成＞

◆住宅設備の改善給付事業

浴室や便所、居室などの住宅内部を

改善する事業

【対象】 原則 6 歳以上 65 歳未満で、下肢または体幹に係る障害が 2 級以上の方、及び補装具として車いすを購入した内部障害者

◆自動車改造費用助成事業

就労等のために自動車を取得して改造する場合に費用の一部を助成

【対象】 18 歳以上で、上肢、下肢または体幹機能に係る障害が 1・2 級の重度身体障害者の方

◆心身障害者自動車運転教習助成事業

免許取得に必要な一部経費を助成

【対象】 市内に引き続き 3 か月以上住所を有する方で、身体障害者手帳 3 級以上（内部障害の方は 4 級以上、下肢または体幹障害については 5 級以上で、歩行困難）の方、及び愛の手帳 4 度以上の方

◆心身障害者タクシー利用券給付事業

【対象】 身体障害者手帳 2 級以上の方（内部、下肢、体幹機能障害は 3 級以上）または愛の手帳 2 度以上の方、進行性筋萎縮症、脳性マヒの方（支給限度内でガソリン券との併給も可）

◆心身障害者自動車ガソリン費用助成事業

【対象】 前記の心身障害者タクシー利用券を受けられる方と同じ条件（支給限度内でタクシー券との併給も可）

（このほかに）▽テレビ受信料の減免▽都営交通の無料乗車券発行▽民営バスの割引▽民営鉄道の割引▽航空運賃の割引▽有料道路通行料金の割引などがあります。

◆指定収集袋（ごみ袋）の減免

【対象】 身体障害者手帳（1・2 級）、愛の手帳（1・2 度）または精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付者で市民税が非課税世帯の方

◆下水道使用料減免

【対象】 身体障害者手帳（1・2 級）、愛の手帳（1・2 度）または精神障害者保健福祉手帳（1 級）の交付者で市民税が非課税世帯の方

◆市営福生駅西口駐車場使用料免除

【対象】 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（2 時間まで）

◆自転車等駐車場使用料免除

【対象】 身体障害者手帳、愛の手帳ま

たは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

＜日常生活支援・援助＞

◆補装具費の支給

【対象】 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている方で、補装具の交付や修理が必要な方

◆重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業

【対象】 ご家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害者・障害児の方

◆重度身体障害児入浴サービス

【対象】 家庭での入浴が困難な在宅の重度身体障害児（6～17 歳）の方

◆おむつ等助成事業

【対象】 身体障害者手帳または愛の手帳を持っていて、常時寝たきりの状態の方（おむつね 3 歳以上 65 歳未満）

◆寝具乾燥車派遣事業

重度の障害者で寝具の乾燥ができない方に月 1 回、寝具乾燥車を派遣

◆原子爆弾被爆者援護（居住地等変更届、医療費、各種手当の申請等）

【対象】 被爆者、被爆者の子

＜緊急時対策＞

◆重度身体障害者等緊急通報システム

緊急時に無線発報器等により消防庁に通報することができ、地域通報協力体制で速やかな援助を受けることができるシステム

【対象】 18 歳以上の 1 人暮らしなどの重度身体障害者（2 級以上）、特殊疾病患者（都の医療券をお持ちの方）

◆重度心身障害者火災安全システム

家庭内での火災時に、住宅用防災機器が自動的に消防庁に通報するシステム

【対象】 18 歳以上の 1 人暮らしなどの重度身体障害者（2 級以上）や重度知的障害者（2 度以上）

＜自立支援給付＞

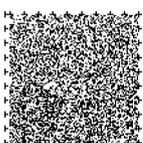
◆居宅介護（ホームヘルプサービス）

◆重度訪問介護◆同行援護◆行動援護

◆重度障害者等包括支援◆短期入所（ショートステイ）◆療養介護◆生活介護◆自立訓練（機能訓練・生活訓練）

◆宿泊型自立訓練◆就労移行支援◆就労継続支援（雇用型・非雇用型）◆障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）◆共同生活介護（ケアホーム）

◆共同生活援助（グループホーム）



費用の記載のない事業は無料です

福生地域体育館事業 ☎ 530・8811

事業名	対象	時間	期間・曜日	定員	料金
こどもHIPHOP①	小学1～4年生	午後4時20分～5時20分	1月7日～3月25日の火曜日	40人	初回2,500円+参加毎70円
こどもHIPHOP②※	小学3～6年生	午後5時30分～6時30分			
ナイトピラティス	一般の方	午後7時～8時	1月9日～3月20日の木曜日	20人	初回5,500円
ジュニアバスケット	小学3～6年生	午後4時45分～5時45分			
福生ころばん塾	高齢者	午後1時30分～2時30分	1月10日～3月28日の金曜日	15人	参加毎70円
幼児体操(年少)	年少児	午後4時30分～5時15分			
わんぱく体育①	小学2・3年生	午前11時～正午	1月11日～3月29日の土曜日	25人	初回2,700円+参加毎70円
わんぱく体育②	小学1年生	午後0時10分～1時10分			
冬休み短期体操教室	年中・年長児	午前10時30分～11時30分	12月26日～28日の木～土曜日	20人	初回1,000円+参加毎70円
	小学1～3年生	正午～午後1時			

中央体育館事業 ☎ 552・5511

事業名	対象	時間	期間・曜日	定員	料金
①モーニングエアロ	18歳以上	午前10時～11時30分	1月7日～3月25日の火曜日(1月14日、2月11日は休み)	30人	初回1,000円+毎回利用券150円
②火曜ヨガ	18歳以上	正午～1時		40人	初回2,000円+毎回利用券150円
③シニア健康体操	50歳以上	午後1時30分～2時30分	1月8日～3月26日の水曜日	30人	初回1,000円+毎回利用券150円
④火曜健康ストレッチ	18歳以上	午後2時40分～3時40分		25人	
⑤ナイトストレッチ	18歳以上	午後7時30分～8時30分	1月8日～3月26日の水曜日	30人	初回1,200円+毎回利用券150円
⑥リラックスストレッチ	18歳以上	午後2時～3時		40人	
⑦水曜初心者エアロ	18歳以上	午後6時30分～7時30分	1月9日～3月27日の木曜日	30人	初回2,400円+毎回利用券150円
⑧ナイトヨガ	18歳以上	午後8時～9時		40人	
⑨若草健康体操	高齢者	午前9時30分～10時50分	1月9日～3月27日の木曜日	25人	初回2,400円+毎回利用券150円
⑩ボディメイクエアロ	18歳以上	午前10時～11時30分		30人	
⑪アロマセルフコンディショニング	18歳以上	午後1時30分～3時	1月9日～3月27日の木曜日	40人	毎回500円(利用券を含む)
⑫トレーニング教室	女性	午後2時～3時30分		15人	
⑬木曜バランスボール	18歳以上	午後7時～8時		25人	初回1,200円+毎回利用券150円

熊川地域体育館事業 ☎ 552・1980

事業名	対象	時間	期間・曜日	定員	料金
ミニテニス教室	一般の方	午後2時～3時30分	1月20日～3月24日の月曜日(2月10日、3月10日は休み)	15人	初回1,000円+500円(ボール代)+参加毎150円
フラダンス	一般の方	午後2時30分～3時30分	1月7日～3月25日の火曜日(1月14日、2月11日は休み)	20人	初回5,000円
親子フラダンス	親子(3歳児～)	午後4時～5時	1月7日～3月25日の火曜日(1月14日、2月11日は休み)	20組	初回7,000円
ジュニアヒップホップ※	小学生	午後5時30分～6時30分		25人	初回2,300円+参加毎70円
ピラティス	一般の方	午前9時15分～10時15分	1月8日～3月26日の水曜日	15人	初回6,000円
やさしいピラティス	一般の方	午前10時30分～11時30分			
ジュニアバスケット	小学生	午後4時30分～5時30分		20人	初回2,800円+参加毎70円
アロマヨガ	一般の方	午後2時30分～3時30分		12人	初回6,000円
キッズヒップホップ①	小学1～3年生	午後4時30分～5時30分	1月9日～3月27日の木曜日	25人	初回2,800円+参加毎70円
キッズヒップホップ②※	小学4～6年生	午後5時40分～6時40分			
楽しいバスケット	小学生	午後4時30分～5時30分	1月10日～3月28日の金曜日(3月21日は休み)	20人	初回2,500円+参加毎70円

●各事業の申込み方法 ※応募多数の場合は抽選

【中央体育館事業】 電子申請または往復はがきに教室名・住所・氏名・生年月日・電話番号・返信用宛名(往復はがきの場合)を記入し12月14日(土)(必着)までに〒197-0005 福生市北田園2-9-1 中央体育館スポーツ推進課へ。(②以外は中央体育館窓口でも受け付けます。)

【福生・熊川地域体育館事業】 ホームページまたは往復はがきに教室名・住所・氏名(ふりがな)・生年月日(学年)・電話番号・返信用宛名(往復はがきの場合)を記入し12月15日(日)(必着)までに下記の送付先へ。※の事業は保護者のお迎えが必要です。

【送付先】 [福生地域体育館] 〒197-0013 福生市武蔵野台1-8-7 福生地域体育館内教室係 [熊川地域体育館] 〒197-0003 福生市熊川380-7 熊川地域体育館内教室係

[地域体育館共通ホームページ] <http://www.tama-spo.com/fussa>

「スポーツイベントのご案内」

●「新春ふっさウォーキング」を開催します

今年福生の隠れた名所「市内の彫刻めぐり」を中心に、5月にリニューアルした「わかぎり会館・図書館」にも立ち寄るなど、市内の散策を行います(約9km)。お昼には名物の「すいとん」が待っています!(雨天中止)

【日時】 1月11日(土)午前8時30分

【集合場所】 中央体育館裏駐輪場

【参加費】 1人300円(保険代等)

※雨天中止の場合も返金できません。

【持ち物】 お椀、お箸、水筒、雨具など

【申込み】 1月8日(水)までに参加費を添えて、中央体育館、福生・熊川地域体育館の各窓口へ(年末年始及び休館日を除く)。

【問合せ】 中央体育館 ☎ 552・5511

●第17回福生市民新春駅伝大会出場チームを募集します

【日時】 1月26日(日)午前9時集合・受付※予備日2月2日(日)

【場所】 多摩川中央公園

【対象】 市内在住・在勤・在学の方

【種目】 小学生男子の部・女子の部(4～6年生)、中学生男子の部・女子の部、一般男子の部・女子の部、町会・自治会の部(男女混合可)

【チーム編成】 各種目とも1チーム正選手4人、補欠1人、監督1人

【コース】 小学生の部(1区間中央公園1周1.5km)計6km、そのほかの部は(中央公園→市営プール往復2.5km)計10km

【参加費】 1チーム1,000円(体育協会会員からなるチーム並びに小・中学生は無料)※各種目1～3位を表彰

【申込み】 1月11日(土)までに所定の申込み用紙を福生市体育協会事務局(中央体育館内) ☎ 551・0211へ。

「施設予約システム」を導入します

1月から、インターネットによる市内スポーツ施設の予約システムを導入します。導入に伴い、現行の「福生市施設検索システム」からの仮予約を12月から中止します(施設の空き状況については閲覧可)。詳細は広報ふっさ1月4日号及び市ホームページでお知らせします。

【問合せ】 スポーツ推進課 ☎ 552・5511

冬休みボードゲーム教室

世界のいろいろなボードゲームで遊んでみませんか? みんなでルールを守って楽しく遊びながら、考える力や記憶力も鍛えられます。携帯ゲーム機とは違ったおもしろさがありますよ!

白梅ウィンターコンサート

プログラムは、オペラ「ヘンゼルとグレーテル」など。ミュージックベルと歌によるクリスマスソングの演奏もあります。

【日時】 12月22日(日)午前10時45分～正午※直接会場へ。

【場所】 公民館白梅分館

【対象】 市内在住の方(未就学児は保護者同伴)

【定員】 先着90人

【出演】 横田郁子氏(ソプラノ)、浜島美穂氏(メゾソプラノ)、山下やよい氏(ピアノ)ほか

【問合せ】 公民館白梅分館 ☎ 553・3454

出前おはなし会

絵本・紙芝居の読み聞かせや手遊び等を行います。親子のスキンシップのひとつとしてぜひご参加ください。

【日時】 12月26日(木)午前11時

【場所】 子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)

【対象】 乳幼児

【出演】 ポケット☆ポケット ※直接どうぞ

【問合せ】 中央図書館 ☎ 553・3111

子ども大人もみんなで作ろう! ワークショップ

① 松ぼっくりとビーズでクリスマスツリーを作ります。

② 羽子板に絵を描きます。

【日時】 12月14日(土)午後1時～4時

【場所】 公民館松林分館

【対象】 市内在住・在勤の方

【定員】 ①先着30人 ②先着20人

【協力】 グループREN、松林分館利用者

【申込み】 12月3日(火)から公民館松林分館 ☎ 552・3624へ。

初釜お茶席体験

毎月立礼席で行うお茶席体験の初釜を小間(茶室)で行います。お茶のいただき方もご案内します。

【日時】 1月12日(日)午前10時～午後3時

【場所】 茶室福庵

【定員】 当日先着30人※直接会場へお越しください。

【費用】 300円(茶菓子代ほか)

※12月のお茶席体験は8日(日)22日(日)に行います。

【問合せ】 公民館事務所 ☎ 552・2118

【日時】 12月26日(木)・27日(金)午後1時30分～3時30分

【場所】 公民館白梅分館

【対象】 市内在住の小学1年生～中学生※保護者の方も一緒に参加できます。

【定員】 先着15人(組)

【申込み】 12月5日(木)午前9時から公民館白梅分館 ☎ 553・3454へ。

【日時】 12月26日(木)・27日(金)午後1時30分～3時30分

【場所】 公民館白梅分館

【対象】 市内在住の小学1年生～中学生※保護者の方も一緒に参加できます。

【定員】 先着15人(組)

【申込み】 12月5日(木)午前9時から公民館白梅分館 ☎ 553・3454へ。

【日時】 12月26日(木)・27日(金)午後1時30分～3時30分

【場所】 公民館白梅分館

【対象】 市内在住の小学1年生～中学生※保護者の方も一緒に参加できます。

【定員】 先着15人(組)

【申込み】 12月5日(木)午前9時から公民館白梅分館 ☎ 553・3454へ。

【振り込みのお知らせ】児童扶養手当を12月10日ごろに振り込みます。【問合せ】子育て支援課子育て支援係 ☎ 551・1737

養育家庭（ほっとファミリー）ってなに？

さまざまな事情から親元で暮らすことのできない子どもたちをご家庭に迎えて養育してくださる家庭を「養育家庭（ほっとファミリー）」といいます。子どもの養育にあたっては、児童相談所の養育相談や研修のほか、養育費の支給など経済的なサポートがあります。

家庭を必要としている子どもたちのために、ぜひ、養育家庭（ほっとファミリー）になってください。
【問合せ】子ども家庭支援センター ☎ 539・2555、立川児童相談所 ☎ 523・1321

助産師と話そう

【日時】12月20日(金)午前10時～正午
【場所】子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)
【対象】妊産婦、子育て中の母子(0歳児から可)、祖父母等
【内容】地域の助産師による無料の相談会です。お一人でもお子さん連れでも、どうぞお気軽にお越しください。時間内は出入り自由です。
『助産師からのちょこつと話』もあります。12月のテーマは「母乳保育について」です。
【主催】西多摩助産師会
【問合せ】森田助産院 ☎ 551・0323

ファミリー・サポート・センターの会員になりませんか

育児の援助をしてほしい方(依頼会員)と育児の援助ができる方(提供会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織(有償ボランティア)です。センターが依頼会員の条件に合った提供会員を紹介し、援助活動は有償ボランティア活動で、依頼会員から提供会員に1時間あたり700円～900円の謝礼金を支払います。
【援助活動の内容】保育園・幼稚園などの送迎、その前後の預かり、保護者の外出時の一時預かりなど
【会員の条件】[依頼会員]市内在住または在勤の、生後57日から小学6年生までのお子さんの保護者で、会の仕組みについての説明を受け、理解し賛同していただける方。[提供会員]市内に在住し心身ともに健康な20歳以上で、センターが実施する講習会を受講し、修了した方。
【希望者説明会】【日時】1月9日(木)、2月15日(土)、3月20日(木)午前10時～
【場所】子ども応援館1階子育て地域活動室
【問合せ】ファミリー・サポート・センター ☎ 553・7511

保育室併設講座

「心も体もゆったり子育て」

実践的な観点から親子の関係を学ぶ講座です。ヨガやワークでリラックスできる時間もあります。
【日時】1月10日～3月14日の毎週金曜日午前10時～正午(全10回)
【場所】市民会館・公民館第3集会室 ※保育は児童室
【対象】市内在住・在勤の方(保育希望の方は市内在住に限る)
【定員】20人(応募多数の場合は、保育希望の15人を優先し抽選)
【講師】福澤祐子氏(NPO法人ワーカーズコープ職員)ほか

【申込み】12月4日(水)午前9時～28日(土)午後5時までに公民館事務所 ☎ 552・2118へ。
【保育について】公民館保育は、子どもが親と離れ、仲間のなかで遊びを通してともに育つ場です。子どもの成長についても保育学習会で話し合います。
【対象】市内在住の1歳以上で就学前の幼児(0歳児は定員に満たない場合に要相談で受付)
【定員】15人
【費用】1回50円(おやつ代)
【申込み】講座と一緒に直接窓口へお申し込みください。※期間中、公民館託児保育付講座、保育室併設講座との重複参加は、定員に満たない場合のみ受講できません。詳しくはご相談ください。



わくわく土曜日(小学生対象) お正月飾りをつくろう

わらで縄をなって、お正月飾りをつくりまわります。
※汚れてもいい服装でご参加ください。また、足ふきタオルをお持ちください。
【日時】12月14日(土)午前10時から2時間程度
【場所】中央図書館2階
【対象】小学生(保護者も可)
【定員】10人
【申込み】12月3日(火)から電話で郷土資料室 ☎ 530・1120へ。※月曜日休館



ご存じですか? ひとり親家庭の福祉制度

市では、国や都と協力して次のような事業を実施しています。

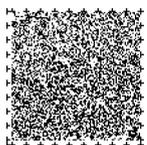
- ①児童扶養手当
【支給対象】18歳に達した日の属する年度の末日まで(身体障害者手帳1～3級程度・愛の手帳1～3度程度の障害がある場合は20歳未満)の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方
◇父母が離婚した児童◇父または母が死亡または生死不明である児童◇父または母が重度の障害を有する児童◇父または母が1年以上拘禁されている児童◇父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童◇父または母が保護命令を受けた児童◇婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合を除く)
【手当額】申請の日の翌月分から
〈児童1人目〉全部支給・月額41,140円、一部支給・月額41,130円～9,710円(本人の所得額等に応じた手当額)
〈児童2人目〉月額5,000円加算
〈児童3人目以降〉1人につき月額3,000円加算
※所得制限があります(児童の父または母から受ける養育費の8割も所得に算入されます)。
- ②児童育成手当(育成手当)
【支給対象】18歳に達した日の属する年度の末日までの児童で、①の児童扶養手当と同様な状態にある児童を扶養している方
【手当額】申請の日の翌月分から児童1人月額13,500円※所得制限があります。
- ③ひとり親家庭等医療費助成
18歳に達した日の属する年度の末日まで(障害がある場合は20歳未満)の児童を監護するひとり親家庭及びひと

- り親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の本人負担分を助成します。(前年度住民税課税世帯は一部負担あり)
【対象】◇ひとり親家庭の父または母◇両親がいない児童を養育する者◇父または母が規則で定める程度の障害の状態にある児童◇ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童
※所得制限があります(児童の父または母から受ける養育費の8割も所得に算入されます)。
- ④ひとり親家庭ホームヘルプサービス
中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。
【対象】◇ひとり親家庭となってから2年以内の場合◇小学校低学年以下の児童がいる場合◇親または児童が一時的な傷病の場合◇親族等の冠婚葬祭に親が出席する場合◇日常の家事および育児を行っている同居の祖父母等が一時的な傷病の場合◇技能習得のための通学・就職活動・出張・学校の公式行事への参加等の場合
【派遣回数】月12回まで
【派遣時間】午前7時～午後10時の間で1日2時間以上8時間まで
【援助内容】◇育児◇食事の世話◇住居の掃除・整理整頓◇被服の洗濯
※所得に応じて費用負担があります。
- ⑤東京都母子・女性福祉資金
都内に6か月以上住み、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の生活の安定とその児童の福祉向上を図るため、13種類の資金を無利子または低利子でお貸しします。また、一定の条件を満たす単身の女性の方にも同様の資金をお貸しします。
【資金の種類】事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、転宅

- 資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金等
- ⑥自立支援教育訓練給付金
【支給対象】ひとり親家庭の父または母で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方
◇児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方◇雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方◇当該講座の受講が就職するために必要であり、過去に訓練給付金を受給していない方
【支給対象講座】雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等
【支給額】修了した対象講座の受講料の20%相当額(上限10万円、ただし4千円以下は対象外)
- ⑦高等技能訓練促進費
【支給対象】ひとり親家庭の父または母で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方
◇児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方◇修業年限が2年以上の養成機関において、一定の過程を修業し、資格の取得が見込まれる方◇就業または育児と修業の両立が困難な状況であると認められる方
【支給対象資格】看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・理容師・美容師等
【支給額・支給期間】修業期間の一定期間(上限2年)について、申請のあった月から月額100,000円(課税世帯の方は月額70,500円)を支給します。
- ⑧ひとり親家庭相談
ひとり親家庭の方を対象に経済上の問題や児童の養育・就学の問題、就労の問題、そのほか生活上の悩みごとなどの相談に、母子自立支援員が応じています。
【問合せ】子育て支援課子育て支援係 ☎ 551・1737

「東京都小学校放送教育研究大会」を開催します

公開授業の後、NHKから学校放送番組の教育効果についての説明や、落語家の林家たい平氏の講演「落語と言葉」等が行われます。放送学習について一緒に考えたいと思います。申込み不要です。直接会場へお越しください。
【日時】12月10日(火)午後1時50分～4時45分(受付開始1時15分)
【場所】第五小学校
【テーマ】「自分らしく心豊かに生きる子どもを育てる放送学習」
【問合せ】指導室学務・指導係 ☎ 551・1948



【児童扶養手当制度改正のお知らせ】10月から児童扶養手当の手当額が次のように改正されました。【手当月額】〈全部支給〉41,140円 〈一部支給〉41,130円～9,710円※本人の所得額等に応じた手当額となります。【問合せ】子育て支援課子育て支援係 ☎ 551・1737

年金だより
12月支払分から年金額が変わります

国民年金や厚生年金などの年金額は、物価等の変動に応じて毎年度見直されまします。ところが、これまで支給された年金は、過去の物価下落時に特例法により年金額を減額しなかったため、本来よりも2.5%高い水準（特例水準）で支払われていました。

この特例水準について、平成25年度から平成27年度までの3年間で段階的に解消することが法律で決まっています。平成25年10月（12月支

年金額の改定表	
平成25年10月	マイナス 1.0%
平成26年4月	マイナス 1.0%
平成27年4月	マイナス 0.5%

※平成26年4月・平成27年4月の改定は、物価・賃金上昇した場合には、引き下げ幅は縮小します。

【問合せ】 青梅年金事務所
☎ 0428・30・3410

ご存じですか？

障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年

発行：福生市／編集：企画財政部秘書広報課／〒197-8501 福生市本町5／☎042-551-1511（市役所代表）／毎月1日・15日発行

金加入中にけがや病気をさされて障害が残ったとき、障害の程度や保険料の納付などの要件を満たしていれば、支給される制度です。

また、20歳前のけがや病気で障害の状態になった場合も、一定の要件を満たしていれば支給されます。

目、耳、手足、知的、精神などの障害のほか、がんや糖尿病などの病気で日常生活に制限がある場合も対象となります。詳しくはお問い合わせください。

【問合せ】 保険年金課 保険年金係 ☎ 551・1670

12月の納税のお知らせ

12月は固定資産税・都市計画税（第3期）、国民健康保険税（第6期）、介護保険料（第6期）、後期高齢者医療保険料（第6期）の納期です。1月6日（月）までに納めてください。

口座振替は1月6日（月）の予定です。残高不足にご注意ください。※納期を過ぎると延滞金が課されます。

【問合せ】 収納課 ☎ 551・1578

税務署からのお知らせ

▼所得税（国税）の還付申告はお早めに！

税務署では、医療費控除等の還付申告の相談・受付を1月6日（月）から行います。混雑前のお早めの申告をお勧めします。

※2月3日（月）から3月31日（月）までの間、税務署の一般車両の駐車場はご利用できません。

▼1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、1月からは、これらの所得を生ずべき業務を行うすべての方（所得税の確定申告の必要がない方を含む）について必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）に掲載されていますのでご覧ください。

【問合せ】 青梅税務署個人課税第1部門指導担当 ☎ 0428・22・3185

債却資産申告書を12月中旬に郵送します

毎年1月1日現在、市内に債却資産（事業用資産で、法人税または所得税で減価償却の対象になっているもの）を所有している方に郵送します。必要事項を記入し、課税課資産税係へ申告してください。

また、申告書が届かない方や新たに事業を開始された方など、申告書が必要な方はお申し出ください。

【申告期間】 1月4日（土）～31日（日）（祝日を除く）

【問合せ】 課税課資産税係 ☎ 551・1614

市内の小・中学生の作品が選ばれました！

●「家庭の日」 図画・作文
福生市青少年問題協議会では、「家庭の日」に対する関心を高め、家庭の大切さを訴えるため、市内の小・中学生を対象に図画・作文を募集しました。
〔応募者〕 図画 235人、作文 61人
〔入選者〕 以下のとおり（敬称略）

◆図画の部

【一席】 峰一智
（六小4年）



【二席】 粕谷萌恵
（二小4年）



【二席】 石井涼音
（六小4年）



【佳作】（一小4年） 雨宮功武、榎本涼花、永井颯太郎、横田萌絵
（二小4年） 内山愛、北井咲衣、小林和真
（三小4年） 石川ひかり、澤田弘那子
（四小4年） 安藤葵
（五小4年） 越智陽菜、佐藤武、染矢遼果、山下恵莉、山下理姿
（六小4年） 磯部華南、加藤蓮、小林みずほ、高瀬莉子、殿村有紀

◆作文の部

【一席】 古川愛紗（七小4年）
【二席】 馬場大芽（七小4年）
【佳作】（七小4年） 高橋風嘉、本多茜（二中1年） 竹村和真
【問合せ】 子ども育成課子ども育成係 ☎ 551-1733

●『税を考える週間』書道展

西多摩地区税務協議会（青梅税務署ほか）主催の青梅税務署管内小学生による第31回『税を考える週間』書道展に、市内の児童62人の作品が入選しました。

◆入賞者（敬称略）
〔5年生〕【金賞】 佐藤音花（四小）、山下瑞稀（五小）【銀賞】 大堀綾（七小）【銅賞】 鈴木瑞果（五小）、沖倉花（六小）
【佳作】 27人
〔6年生〕【特選】 佐野佑里那（五小）【銀賞】 齊藤沙奈（一小）、徳光まなみ（一小）、田邊秋穂（二小）【銅賞】 小野みなみ（一小）、下森百音（一小）、大野奈津子（四小）、菊池敬太（六小）【佳作】 22人

☆☆まちの話題☆☆

佐野佑里那さんが特選受賞

小学生による『税を考える週間』書道展において、佐野佑里那さん（五小・6年）が、見事特選を受賞しました。



今年で第31回となるこの書道展は、西多摩地区税務協議会が主催し、福生市・青梅市・羽村市・あきる野市・瑞穂町・日の出町・奥多摩町・檜原村の小学5・6年生が対象です。今回は、応募総数4,245点より385点が入選し、そのなかからわずか10人が特選に選ばれました。

～作品展のお知らせ～

市内小中学生の応募作品から入選した「家庭の日」図画・作文、明るい選挙啓発ポスター、「税を考える週間」書道展の作品を展示します。
【日時】 12月19日（木）～1月17日（金）の市役所開庁時間内（最終日は午後4時まで）
【場所】 市役所1階（郵便局側入口付近）
【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610

市公式キャラクター「たっけー☆☆」オリジナルナンバープレート（原動機付自転車標識）を1月7日（火）から交付します

【交付開始・交付式】 1月7日（火）午前8時30分～
【対象車種】 原動機付自転車第一種（50CC以下）白色
原動機付自転車第二種（乙）（51CC以上90CC以下）黄色
原動機付自転車第二種（甲）（91CC以上125CC以下）桃色
【交付方法】 午前8時30分から受付順で交付します。ただし、8時30分までに来庁した方が複数いる場合は整理券を配布し、交付順番の抽選をし、ナンバー順に交付します。
（注）希望ナンバーの制度はありません。ナンバー順に交付します。ただし、一部除外する番号があります。
※当日は、午前8時に新奥多摩街道側玄関が開門します。
【交付場所】 市民部課税課（市役所1階4番）
【交付手続きに必要なもの】

▼新規登録〔①車両を購入した場合〕

- ・販売証明書
- ・印鑑

〔②車両を譲り受けた場合〕

- ・廃車申告受付書（または他市のナンバープレートと標識交付証明書）
- ・譲渡証明書（譲渡人の押印があるもの）
- ・印鑑

▼すでに所有しているナンバーとの交換

- ・所有ナンバープレート
- ・標識交付証明書
- ・印鑑



たっけー☆☆オリジナルナンバープレート

【その他】 新規登録の際は、希望により、一般ナンバープレートとオリジナルナンバープレートの選択ができます。また、すでに所有しているナンバープレートからオリジナルナンバープレートへの交換も可能です。

※交付手続きに必要なものが不足している場合には、再受付となります。
※同世帯の親族以外の方が代理で手続きをする場合は、委任状が必要です。

※ナンバープレートの交換により自動車損害賠償責任保険の変更手続きが必要となる場合があります。保険会社などにご確認ください。

【問合せ】 課税課市民税係 ☎ 551・1610